

特定建築物維持管理権原者 各位  
建築物環境衛生管理技術者 各位

静岡市保健所長  
(生活衛生課)

特定建築物における新型コロナウイルス感染症への対応について 2 (通知)

日頃より、本市の生活衛生行政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。  
さて、現在日本国内において、新型コロナウイルス感染症の発症者が増加しております。

つきましては、厚生労働省から「新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団）の発生のリスクを下げるための 3 つの原則」の周知についての通知がありましたので、送付します。

引き続き下記事項に留意し、貴施設の衛生管理の向上を図られますようお願いいたします。

記

1 接触感染防止対策

(1) 施設利用者及び従業員に対して、適切な手洗い等の感染対策を推奨してください。

施設の出入口に手指消毒薬を設置し、利用を推奨することも有効です（手など皮膚の消毒を行う場合には、消毒用アルコール（70%）が有効です）。

(2) 施設環境の清浄化を実施してください。

◆トイレの便座・フタ◆トイレの水洗レバー◆ドアのノブ◆手洗い場の蛇口とシンク  
◆手すり◆車いすの持ち手◆レジ◆エレベーターのボタン◆エスカレーターのリフト  
◆自動販売機のボタン等の手の触れる場所

（パブリックスペースの消毒を行う場合は 0.1%の次亜塩素酸ナトリウム溶液が有効です。）

2 飛沫感染防止対策

3 つの条件（換気の悪い密閉空間）、（多数が集まる密集場所）、（間近で会話や発声を  
する密接場面）が重ならないように、施設環境を整え、施設利用者に呼びかけましょう。

3 配布物一覧

(1) 「新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団）の発生のリスクを下げるための 3  
つの原則」の周知について（厚生労働省）

(2) 密を避けて外出しましょう！（厚生労働省）

<問い合わせ先>

静岡市保健所生活衛生課 生活衛生係  
電話 054-249-3155、3156